

川崎市告示第578号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市南部リハビリテーションセンター南部在宅支援室の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第25条第3項の規定により告示します。

令和7年11月13日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	川崎市南部リハビリテーションセンター南部在宅支援室 川崎市川崎区日進町5番地1
指定管理者	（所在地）広島市安佐北区小河原町1281番地 （名 称）社会福祉法人三篠会 （代表者名）理事長 酒井 亮介
指定期間	令和8（2026）年4月1日から 令和13（2031）年3月31日まで